

姫カツクラブでの 中学校体育施設利用の手引き

令和8年 6月

姫路市教育委員会 健康教育課

姫カックラブで中学校体育施設の利用を希望するみなさまへ

姫路市では、これまでもスポーツ推進の一環として市立小中学校の体育館やグラウンドなどの体育施設を市民の皆様には開放してきました。これに加え今年度（令和8年度9月）より一部ではありますが中学校部活動の地域展開（姫カックラブ）が始まります。休日（8：00～18：00）の学校体育施設の利用については、姫カックラブ登録団体の活動に優先開放いただいております。各施設で定められたルールを遵守しご利用ください。

『姫カックラブ』について

スポーツ庁・文化庁が、令和4年12月に「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動を学校から学校以外の地域活動へ転換する方針を示しています。

姫路市では令和8年9月～令和10年9月を部活動地域展開の改革実行期として、休日においては、学校部活動ではなく地域展開されたクラブ『姫カックラブ』の活動場所として学校体育施設の有効活用を進めていきます。

学校閉庁期間ならびに各校行事に伴う利用不可日について

市立学校においては、教職員の働き方改革の観点から長期休業中の一定期間において「学校閉庁日」を設定しており、この期間は学校体育施設の利用はできません。また、各校の学校行事や施設改修工事等により施設利用ができないことがあります。ご理解ください。

利用いただくみなさまへ(お願い)

学校施設は、「子どもたちの学びの場、生活の場」であることをご理解いただいた上でのマナーを守ってご利用いただき、利用者や利用団体が互いに気持ちよく活動できる場となりますようご協力をお願いします。

姫カックラブでの中学校体育施設 利用のきまり

1. 利用条件

- (1) 姫カックラブ登録団体であること。
- (2) 利用の際には、少なくとも1名は登録認定指導者が参加していること。指導者不在で

学校)に連絡すること。休日利用の場合は、翌日午前中には必ず連絡すること。

(3) 利用施設の破損や汚損などが利用者の過失による場合は、利用者が責任を持って修理修復すること。

8. 利用の停止

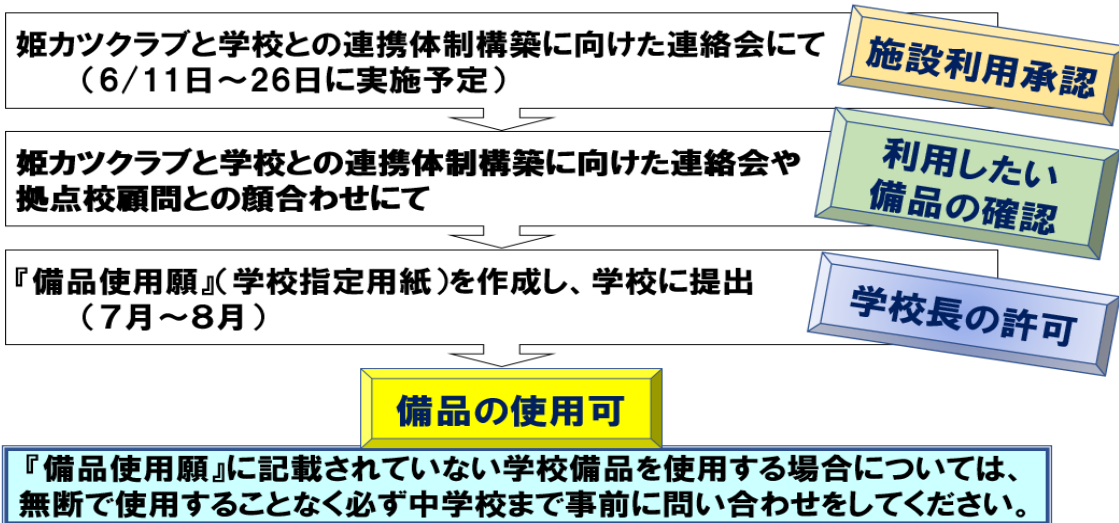
(1) 姫路市ならびに施設開放校(学校)は、利用者が禁止行為等を行った場合や開放施設校からの指示に従わない場合は開放施設からの退去を命じることができる。

(2) 姫路市ならびに施設開放校(学校)は、開放施設の保全や使用に支障が生じた場合、その他公益上やむを得ない必要が生じた場合には開放施設の使用を停止することができる。

学校体育施設を利用するみなさまへ

- 利用団体代表者は、この冊子を熟読し、「市立小中学校体育施設利用のきまり」等を団体所属のみなさまへ周知をお願いします。
- 利用者はけがや賠償責任を負う恐れのある事故に対応できるよう保険(傷害保険、賠償責任保険)加入をお願いします。
- 団体代表者や連絡担当者に変更があった場合には必ず変更手続きをお願いします。
- 「学校体育施設利用規則」等が守られない場合や開放施設校の指示に従わない場合は学校側の判断で施設の利用を停止する場合があります。
- 利用施設の鍵を紛失した場合には、鍵の交換費用等を請求させていただく場合があります。

姫カックラブ 学校体育備品の使用について



学校 連絡先(079) —

姫路市教育委員会
健康教育課 姫カツ担当 連絡先(079) 221-2798